

ドローン等の飛行禁止区域

～小型無人機等飛行禁止法に基づく飛行規制～

「重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律」（小型無人機等飛行禁止法）で指定された地域の上空は、小型無人機等（※）の飛行が禁止されています。

大村市内では

大村市今津町10番地 海上自衛隊大村航空基地
大村市富の原一丁目1000番地 陸上自衛隊竹松駐屯地
大村市西乾馬場町416番地 陸上自衛隊大村駐屯地

が、その対象施設に指定されており、同基地及びその周囲おおむね300メートルの地域の上空は、原則として小型無人機等を飛行させることができません。

※ 対象機器

小型無人機及び特定航空用機器とされており、この中には、重さにかかわらず、一般的に使われる全てのドローンやラジコン飛行機が含まれます。



飛行禁止区域内で小型無人機等を飛行させる場合には、対象施設管理者の同意を得るなどした上で飛行を行う48時間前までに公安委員会に通報することが必要です。

通報は、

- 対象施設を管轄する警察署（大村航空基地、竹松駐屯地、大村駐屯地の場合は大村警察署）に関係書類を提出する
- 警察行政手続サイトでオンライン申請を行うのいずれかの方法で行うことができます。

詳しくは、長崎県警察のホームページ（※）をご確認ください。

※ 小型無人機等飛行禁止法に基づく小型無人機等の飛行規制

<http://www.police.pref.nagasaki.jp/police/kurashi/kyoui/kogatamujinkitou-hikoukisei/>

小型無人機等飛行禁止法に基づく通報要領

<http://www.police.pref.nagasaki.jp/police/kurashi/kyoui/thuuhou-houhou/>

【違反に対する警察官等による命令・措置】

- 警察官等は、違反者に対して、機器を対象施設周辺地域の上空から退去させることその他の必要な措置をとることを命じることができます。
- やむを得ない限度において、小型無人機等の飛行の妨害、機器の破損その他の必要な措置をとることができます。

大 村 警 察 署 5 4 - 0 1 1 0